

浜松市建設工事執行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、浜松市建設工事執行規則（昭和47年浜松市規則第31号。以下「規則」という。）第62条の規定に基づき、規則の施行について必要な事項を定める。

(工事の委託)

第2条 工事主管課長は工事を執行しようとするときは、自ら工事の施行を担当する場合を除き、工事の設計及び監理を工事担当課長に委託しなければならない。

2 前項の規定による工事の設計及び監理を委託する場合には、当該工事に関する計画書を作成し、必要な書類を添えて工事担当課長に提出する。

(設計図書の作成)

第3条 工事担当課長は第7条に規定する工事の起案前及び第15条に規定する工事の変更の起案前に設計図書を作成する。

2 前項の設計図書は次に掲げる書類により構成する。ただし、工事担当課長が必要でないと認める書類については、これを省略することができる。

- (1) 設計書
- (2) 仕様書
- (3) 図面

(設計図書作成上の留意事項)

第4条 前条の規定による設計図書を作成するにあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 工事の内容に応じて実地調査を行い、その施行に疑義を生じないよう明確なものとすること。
- (2) 単価は、市単価、市場単価等により、適切に設定すること。
- (3) 歩掛は標準を基準として定めること。
- (4) 使用材料の品質、形状等については、特別の事由がある場合を除き、日本工業規格によるものとし、生産量、保有量等市場量を勘案すること。
- (5) 在庫の材料又は準備材料があるときは、これを使用すること。
- (6) 工期は工事の施行に必要かつ適正な期間とすること。
- (7) 材料を支給する場合は、その旨を明示すること。
- (8) 工事の施行に必要な土地、水面等の使用、占用その他の利用及び施設等の移転については工事の施行に支障がないようあらかじめ必要な手続をとること。

(工事施行前の措置)

第5条 工事担当課長は工事の施行にあたり、工事の障害となるべき電柱、その他地上の工作物及びガス、水道等の地下埋設物並びに住民の利害関係等を調査し、工事の施行に支障ないよう必要な措置を講じなければならない。

(現場及び設計図書の説明)

第6条 工事担当課長は契約担当課長と協議のうえ、必要と認めるときは当該工事に係る入札参加者に対し、現場及び設計図書の説明を行う。

(工事執行の手続)

第7条 工事主管課長は工事を執行しようとするときは、執行伺書に次の各号に掲げる書類を添えて決裁を受ける。

- (1) 設計図書
- (2) 特殊契約事項及び注意事項
- (3) 特殊な工事で技術及び施行上特に受注者を指定する必要があるときは、その理由を付した随契理由書、業者選定表

2 工事主管課長は前項の決裁後、執行伺書、金入り設計図書、金抜き設計図書及び予定価格の参考資料(以下「執行伺書等」という。)を契約担当課長に送付する。

(予定価格、調査基準価格、最低制限価格及び失格基準価格)

第8条 前条第2項に規定する予定価格の参考資料は、設計金額1億円未満の工事にあつては工事担当課長(第2種事業所長等が専決できる工事においては当該第2種事業所長等)、設計金額1億円以上の工事にあつては工事担当課主管部長が作成する。

2 予定価格は、設計金額1億円未満の工事にあつては契約担当課長、設計金額1億円以上の工事にあつては財務部長が決定し、予定価格調書を作成する。

3 調査基準価格及び失格基準価格は、競争入札によるものについて、設計金額1億円未満の工事にあつては契約担当課長、設計金額1億円以上の工事にあつては財務部長が決定する。

4 最低制限価格は、競争入札によるものについて、契約担当課長が決定する。

(契約の手続)

第9条 契約担当課長は第7条第2項の規定による執行伺書等の送付を受けたときは、契約上必要な内容を審査のうえ、すみやかに契約の手続をとる。

2 前項において契約担当課長は、必要があると認めるときは、工事検査課長に設計図書の内容の審査を求めるものとする。

(設計付入札)

第10条 工事の種類又は性質により必要があると認めるときは、設計付入札に付することができる。

2 前項の場合は、設計内容及び入札金額により選考のうえ落札者を決定する。

(入札)

第11条 入札は契約担当課長が、工事担当課長又はその指定した職員の立会いをもって執行する。ただし、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、工事担当課長及びその指定した職員を立ち合わせないことができる。

2 開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、浜松

市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号。以下「契約規則」という。）第 13 条の規定により無効とされる入札を行った者及び最低制限価格を下回る価格で入札を行い失格となった者は入札に参加することができない。

3 最終（2 回目）の入札を行った結果、落札者がいないときの取り扱いは次の各号の一により処理する。

(1) 契約担当課長が必要と認めて検査監に設計内容の精査を行わせた結果、予定価格等を変更することとなった場合は指名替えを行わないで改めて入札を行う。

(2) 最低入札価格と予定価格との差額が予定価格の概ね 5 パーセント以下であり、かつ契約担当課長が随意契約に切り替えることが可能であると認めた場合は、最低価格入札者から見積書を徴し（徴取回数は 2 回を限度とする。）見積額が予定価格に達した場合は、契約を締結する。

(3) 前 2 号に掲げる以外の場合は指名替えにより改めて入札を行う。

（入札結果の報告）

第 12 条 契約担当課長は入札を執行したときは、当該入札の結果を市長に報告する。

2 契約担当課長は工事検査担当課長の検査となる工事の入札を執行したときは、当該工事の設計図書を工事検査担当課長に送付する。

（請負代金内訳書）

第 13 条 規則第 19 条第 3 項の規定により受注者から請負代金内訳書を提出させる工事は、契約担当課長が入札のときに指定する。

2 工事担当課長は、前項の規定による請負代金内訳書が提出されたときは、その内容を審査し、契約担当課長に送付する。

（工事工程表及び工事着手届）

第 14 条 工事担当課長は受注者から提出された工事工程表及び工事着手届（現場代理人等の選任を含む。）を受領し、その適否を審査して契約担当課長に送付する。

（設計変更及び工期変更の手続）

第 15 条 工事主管課長は規則第 27 条及び第 31 条の規定により工事の内容又は工期の変更をするときは、変更に必要な書類を添付し、変更執行伺書により決裁を受けたのち、契約担当課長に送付する。

2 契約担当課長は前項の規定による変更執行伺書の送付を受けたときは、その内容を審査のうえ、すみやかに変更契約の手続をとる。

（部分払の取扱）

第 16 条 浜松市公共工事等の前金払等実施要領（平成 20 年 4 月 1 日施行）による部分払の方法は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 出来高調書の総出来高歩合（パーセント単位）は小数点 1 位以下を切り捨てる。

(2) 出来高金額は請負金額に総出来高歩合を乗じて得た額とし、千円未満の端数は切り

捨てる。

(3) 支払額は1万円未満の端数を切り捨てた金額とする。

(4) 総出来高歩合が91パーセント以上である部分払の請求は認めない。

(工事の履行報告)

第17条 監督員は受注者から工事の履行報告があったときは、工事の現況を確認し、その状況及びその他工事監督上の意見を付記して工事担当課長の決裁を受け、すみやかに契約担当課長に送付する。

(工事完成の報告)

第18条 監督員は当該監督工事が完成したことを確認したときは、受注者に工事完成届を提出させ、その内容を審査したのち契約担当課長に送付する。また、工事完成後3日以内に工事完成報告書及び工事完成状況報告書により市長に報告する。

2 契約担当課長は前項の受注者の工事完成届を受領し、工事関係書類に添えて工事担当課長に送付する。

3 工事担当課長は前項の工事関係書類に工事完成報告書及び工事完成状況報告書を添えて契約規則第35条に規定する検査職員に送付する。

(完成検査)

第19条 検査職員は、工事の完成検査をするときは、当該検査の2日前までに文書又は口頭により監督員及び受注者に通知しなければならない。

2 検査職員は工事完成検査調書及び工事完成状況報告書に基づき、当該工事の合否を決定、工事完成検査報告書により市長に報告する。

(瑕疵の連絡先)

第20条 工事担当課長又は工事主管課長は、瑕疵担保期間内に工事目的物の破損又は異常を発見したときは、契約担当課長にただちに連絡しなければならない。

2 契約担当課長は前項による連絡を受けたときは、検査職員にその原因調査を依頼し、検査職員が瑕疵を認めるときは、受注者に期間を定め補修を命じる。

(特殊な事務処理を要する工事の施行方法)

第21条 この細則によりがたい工事の施行に必要な事項は、別に定める。

(様式)

第22条 この細則の施行に必要な帳票等の様式は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成3年4月1日から施行する。

2 浜松市建設工事執行細則(昭和38年)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。